

令和 7年 5月 15日

会 員 各 位

国土交通省関東運輸局栃木運輸支局
支局長 栗田 英樹
一般社団法人栃木県トラック協会
会 長 石塚 安民

令和7年度 改正物流法に関する説明会の開催について

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では令和7年4月に施行された改正物流法による荷主・トラック運送事業者等に対する規制的措置について、事業者において改正内容の円滑な対応が行えるよう、今般の改正法の趣旨や事業者が取り組むべき措置などを解説する標記説明会を開催いたします。

今回の改正では、契約書面の交付や実運送管理簿の作成、元請情報の通知や実運送事業者情報の通知等々、元請事業者・下請事業者・実運送事業者がそれぞれの立場に応じて義務付けされている内容が含まれ、かつ、多くの事業者が日常的に行っている業務に密接に関係する内容であることから、栃木運輸支局との共催といたします。

また、本説明会は荷主企業も対象となっていることから、会員の皆様からお取引のある荷主企業様へお声掛けをしていただき参加することも可能となっております。

つきましては、業務ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

※本説明会は、去る2月20日、3月10日に開催した「改正物流法オンライン説明会」と同内容となりますが、再度参加いただいても問題ありません。

記

1 開催日時 [1回目] 令和7年6月16日(月) 13時30分～15時30分
[2回目] 令和7年6月17日(火) 13時30分～15時30分
※【両日とも定員100名】

2 会 場 (一社) 栃木県トラック協会 本館2階研修室

3 申込方法 別紙1「申込方法のご案内」のとおり。 申込締切日6月10日(火)
1事業者あたり原則2名様までの申込みでお願いします。

4 内 容 1. 新物効法について
2. 改正貨物自動車運送事業法について
3. トラック・物流Gメンの取組
「講 師 関東運輸局及び栃木運輸支局 担当者」

5 備 考 ・改正物流法とは、令和7年4月に改正された「貨物自動車運送事業法」と「物流効率化法」の2つを合わせた通称です。
・本説明会の参加事業者の情報は、関東運輸局、栃木運輸支局、栃木県トラック協会で使用するものとし、それ以外には使用しません。

問合せ先：(一社) 栃木県トラック協会
吉澤 TEL：028-658-2515

● 申込方法のご案内

★可能な限りオンライン申込みのご利用をお願いします

① オンライン申込み

栃ト協ホームページのNews内『令和7年度物流改正法に関する説明会のご案内』からお申込みいただくか、下記QRコードからお申込みください。



※QRコードを選択して
いただくと申込みサイトに切り替わります。

② FAX申込み

下記、FAX申込書に必要事項を記入し、FAXにて返信ください。

■ FAX申込書 ■

【トラック運送事業者 記入欄】

参加日		令和7年6月16日(月) 13:30~
どちらかに○を記入		令和7年6月17日(火) 13:30~
会社名		
電話番号		
参加者氏名①		
参加者氏名②		

【荷主企業 記入欄】

荷主企業名	
参加者氏名①	
参加者氏名②	

FAX番号 : 028-684-5889

■ 予約は申込順とさせていただきます、定員になり次第締切とさせていただきますので予めご了承ください。

■ 申込後、キャンセルの場合はご連絡ください。

■ 駐車台数が限られておりますので、可能な限り乗り合わせにご協力ください。